

## 第31回 照姫まつり参加募集要項

# 「出展」

**開催日時** 平成30年4月22日(日)10:00～15:30  
**会場** 都立石神井公園とその周辺  
**主催** 照姫まつり推進協議会  
(照姫まつり実行委員会、練馬区)

照姫まつり推進協議会では、第31回照姫まつりに出展する団体を募集します。(全体で70団体程度を予定)

出展参加を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

照姫まつりのホームページ <http://teruhime-matsuri.com/>

### —前回からの主な変更点—

「ふるさと自慢」での出展について、推薦状については自治体からのみといたしました。

出展申込にあたりましては、ご注意いただきますようお願いいたします。

### 申込み・問い合わせ先

照姫まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話:03-6721-0061 / ファクス:03-3423-3601

メール: [furusatonerima@nkdinc.co.jp](mailto:furusatonerima@nkdinc.co.jp)

## 目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| I 出展の申し込み                   | P2  |
| II 出展区画・出展料金                | P6  |
| III ごみ処理、会場内での宣伝・PR、その他について | P11 |
| IV 熱源(火力・電熱・その他)を使用する方へ     | P12 |
| V 食品の取り扱い、酒類提供をする方へ         | P13 |
| VI その他遵守事項                  | P16 |

### ◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

平成 29 年 11 月 21 日(火)～

募集・応募申込受付開始

平成 30 年 1 月 10 日(水)

応募締切

2 月上旬

出展承認証発送

2 月 28 日(水)

参加料金振込期限

3 月 7 日(水)19 時～

出展団体説明会

(於:石神井庁舎 5 階会議室)

4 月 22 日(日)

照姫まつり当日

## I 出展の申し込み

### 1 申込み受付期間

平成 29 年 11 月 21 日(火)～ 平成 30 年 1 月 10 日(水)※必着

### 2 応募できる団体

照姫まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を全て満たす団体です。

(1)以下のいずれかに該当する団体。

| 出展内容・カテゴリー                           | 参加資格など                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 区内・一般・食品<br>【1 西、1 東】              | ① 区内に活動拠点があるグループ・団体。                                                                                                        |
| ② 区内・一般・物販展示<br>※食品販売除く<br>【2 西、2 東】 | ② 区内に活動拠点がある、同業者組合、公共的団体、教育・福祉団体など。                                                                                         |
| ③ 区内・営業<br>【3 西、3 東】                 | 区内に営業の拠点がある企業・店舗<br>(法人や個人商店などを含みます)                                                                                        |
| ④ ふるさと自慢<br>※練馬区外可<br>【4 西、4 東】      | 観光・物産のPR、ふるさとの名産品の販売を目的とする団体で、以下のいずれかに該当する団体 ※出展名は自治体名(～県～市)など、地域が分かる名称としてください。<br>① 自治体、観光協会または、これに準ずる団体<br>② 自治体から推薦のある団体 |
| ⑤ 広告付一般企業<br>※練馬区外可<br>【5 西・5 東】     | PR、販売促進活動等を目的とし、照姫まつりの開催に協力・協賛する団体<br>※パンフレットにフリー広告(ﾀｲﾌﾟ 48mm×ｺﾞｺ 93mm 程度、4 万 8 千円相当)が掲載されます。                               |
| ⑥ 体験<br>【6 芝生】                       | 区内の団体で、子ども向け手作り体験などの教育プログラムを実施する団体<br>※来場者から一切の参加料(実費相当含む)の徴収はできません。<br>※勧誘等の営業行為は一切できません。                                  |

※出展に関しては、食品、物販等において、取り扱える物や方法等の条件があります。

P11 以降の内容をご覧ください。

(2)本要項に定める事項に同意し、出展申込書、指定の必要書類を期限内に提出できる団体。

(3)暴力団排除条例の趣旨に賛同し、取り組みに協力できる団体。

(4)前年度出展取消になっていない団体

### 3 申込み方法および必要書類

この募集要項に同意の上で、下記の必要書類を受付期間内に申し込み先へ郵送してください。  
(ファクスでのお申し込みは受けません)

(1) 必要書類 **※(1)①～④について全団体提出が必要です。**

① 出展申込書

② 団体の紹介文(200文字程度)または団体の活動がわかるもの  
リーフレット・チラシ等。

ただし、団体の活動状況や、所在の確認が難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。

③ 従事するスタッフ全員の名簿(氏名・性別・生年月日)

名簿は保険加入の目的以外には使用しません。

※申込期日までに確定しない団体は、概算人数で申込みをすることとし、平成30年2月28日(水)の振込期日までに人数の確定および確定名簿を提出してください。

④ 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書

団体代表者の方が署名・捺印し、提出してください。

(2) 該当団体提出書類

① 食品を取り扱う出展団体のみ別途提出する書類「**行事における臨時出展届**」

② ふるさと自慢において自治体からの推薦ある団体のみ別途提出する書類「**自治体からの推薦状**」

■ 申込み・問い合わせ先

照姫まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話:03-6721-0061 / ファクス:03-3423-3601

メール:furusatonerima@nkdinc.co.jp

### 4 出展申込みにあたって同意いただく重要事項

(1) 出展団体の代表者が当日会場で従事しない場合は、必ず当日従事し常駐する者の中から、当日責任者を指名し、出展申込書に明記してください。

(2) 当日責任者は、団体の構成員以外はなれません。また、団体と関係のない者に出展させる等「名義貸し」行為はできません。

(3) 出展団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出展団体の責任で解決してください。また、食中毒や、調理過程・サービス提供中を問わず来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。

(4) 主催者は、まつり開催中または終了後に、出展団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出展申込書に記載された範囲で、当該団体の代表者の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。

- (5) 出展申込書の写し、暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、照姫まつりから暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、石神井警察署に提供することがあります。
- (6) 主催者、関係機関が、広報・記録のため、写真、動画の撮影をします。また、その撮影した画像、映像を照姫まつりの PR の為、改めて許可を取らずに使用することがあります。
- (7) 出展団体の参加者は、主催者が一括で契約する傷害保険に加入していただきます。

## 5 出展の承認

出展申込書および必要書類を審査の上、出展を承認した団体には「出展承認証」を送付します。出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

### (1) 出展承認の時期

出展申込書および必要書類を審査の上、資格を満たす団体について出展を承認します。承認は、「出展承認証」の発送をもって通知します。通知は 2 月上旬頃発送予定です。

### (2) 予定区画数を上回る応募があった場合

各出展場所で予定する区画数を上回る応募があった場合は、カテゴリー①、②、④を優遇し、自治体等の出展を優先した上で、公開抽選により出展団体を決定します。

また、2 区画以上での申込みをしている団体(例:複数の調理品目を取り扱うために、便宜的に申込みを 2 件にしている団体、関連団体で隣接での出展を希望している団体)については、より多くの団体に参加してもらうために、申込みを 1 つのみに制限させていただく場合があります。

## 6 出展団体説明会

出展を承認された団体の代表者は、出展団体説明会に出席してください。参加に必要な関係資料、その他資料の配布と、当日の注意事項説明を行います。

詳しいご案内は承認通知に同封いたします。

【開催予定日時・会場(変更になる場合があります)】

- ◆ 日時 平成 30 年 3 月 7 日(水)19:00～
- ◆ 会場 石神井庁舎 5 階会議室

## II 出展区画・出展料金

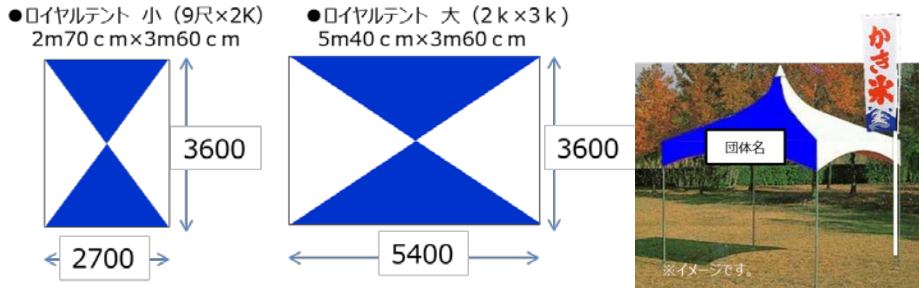
### 1 出展区画

出展区画の場所は、都立石神井公園内です。テントの規格は下記の小・大の2種類です。

(1) テント(小) 2m70cm×3m60cm 机2卓、椅子4脚が、標準で付属します。

**※設置場所によってテントの間口の向きが異なります。**

(2) テント(大) 3m60cm×5m40cm 机4卓、椅子8脚が、標準で付属します。



※ それぞれの団体の出展区画の場所は、主催者が全体のバランス等を考慮の上指定します。

※ 出展団体は、指定された出展区画内で団体の活動を展開してください。

※ テント(小)は、テント(大)を中央で半分に仕切ったものを原則使用します。

※ 公園内での出展につき、多少の傾斜、樹木やぬかるみ等については予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。

### 2 出展料

出展料は次の①から③の合計となります。詳しい料金体系は、次ページ以降でご確認ください。

|   | 項目                     | 内容                               |
|---|------------------------|----------------------------------|
| ① | 基本料金(基本出展料)            | テント、および標準の机、椅子                   |
| ② | 追加料金                   | 設営物の追加、電源設置、ごみ処理シール発注の際に必要となります。 |
| ③ | まつり参加者(当日従事者)<br>傷害保険料 | 100円 × 従事者数                      |

(1) 出展の基本料金 ※照姫まつりの基本料金は、ひろば、出展内容により料金が異なります。

◆出展位置 ※第30回照姫まつりの出展エリア内容参照。



◆ **西けやきひろば** ※照姫まつりの基本料金は下表の通りです。ひろば、出展内容により料金が異なります。

| 分類記号 | 出展内容             | 資格                                                                                   | 小テント     | 大テント      |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 1 西  | 食品               | ①区内に活動拠点があるグループ・団体。                                                                  | 25,000 円 | —         |
| 2 西  | 食品以外<br>物販・展示 PR | ②区内に活動拠点がある、同業者組合、公共的団体、教育・福祉団体など。                                                   | 20,000 円 | —         |
| 3 西  | 区内営業             | 区内に営業の拠点がある企業・店舗<br>(法人や個人商店などを含みます)                                                 | 27,000 円 | —         |
| 4 西  | ふるさと自慢           | 観光・物産の PR、販売を目的とする行政関係団体(自治体、観光協会またはこれに準ずる団体)または、自治体から推薦のある団体<br>※出展名は、地域が分かる名称となります | 25,000 円 | 50,000 円  |
| 5 西  | 広告付企業一般          | PR、販売促進活動等を目的とし、照姫まつりの開催に協力・協賛する団体<br>※パンフレットにフリー広告(タテ48mm×ヨコ93mm程度、4万8千円相当)が掲載されます。 | 75,000 円 | 100,000 円 |

◆ **東くつろぎひろば** ※照姫まつりの基本料金は下表の通りです。ひろば、出展内容により料金が異なります。

| 分類記号 | 出展内容             | 資格                                                                                   | 小テント     | 大テント      |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 1 東  | 食品               | ①区内に活動拠点があるグループ・団体。                                                                  | 21,000 円 | —         |
| 2 東  | 食品以外<br>物販・展示 PR | ②区内に活動拠点がある、同業者組合、公共的団体、教育・福祉団体など。                                                   | 15,000 円 | —         |
| 3 東  | 区内営業             | 区内に営業の拠点がある企業・店舗<br>(法人や個人商店などを含みます)                                                 | 25,000 円 | —         |
| 4 東  | ふるさと自慢           | 観光・物産の PR、販売を目的とする行政関係団体(自治体、観光協会またはこれに準ずる団体)または、自治体から推薦のある団体<br>※出展名は、地域が分かる名称となります | 25,000 円 | 50,000 円  |
| 5 東  | 広告付企業一般          | PR、販売促進活動等を目的とし、照姫まつりの開催に協力・協賛する団体<br>※パンフレットにフリー広告(タテ48mm×ヨコ93mm程度、4万8千円相当)が掲載されます。 | 75,000 円 | 100,000 円 |

◆ 芝生ひろば ※照姫まつりの基本料金は下表の通りです。ひろば、出展内容により料金が異なります。

| 分類記号 | 出展内容 | 資格                                                                                         | 小テント | 大テント |
|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 6 芝生 | 体験   | 区内の団体で、子ども向け手作り体験などの教育プログラムを実施する団体<br>※来場者から一切の参加料(実費相当含む)の徴収はできません。<br>※勧誘等の営業行為は一切できません。 | 0円   | 0円   |

(2)追加で申込みができるもの(角地指定は、小テントのみ)

| 項目                                                                   | 単位                                                       | 料金     |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 1<br>角地指定(西側けやきひろば)<br>※角地とは、二方面間口(前方に 50cm 以上のスペース)が取れる位置での出展とします。  | カテゴリ1(食品)<br>カテゴリ3(区内営業)<br>カテゴリ4(ふるさと自慢)<br>カテゴリ5(一般企業) | 3,000円 |
|                                                                      | カテゴリ2(展示・物販)                                             | 2,000円 |
| 2<br>角地指定(東側くつろぎひろば)<br>※角地とは、二方面間口(前方に 50cm 以上のスペース)が取れる位置での出展とします。 | カテゴリ1(食品)<br>カテゴリ3(区内営業)<br>カテゴリ4(ふるさと自慢)<br>カテゴリ5(一般企業) | 2,000円 |
|                                                                      | カテゴリ2(展示・物販)                                             | 1,000円 |
| 3<br>机(長さ 1m80cm×幅 60cm)の追加                                          | 1 卓                                                      | 1,000円 |
| 4<br>折りたたみ椅子の追加                                                      | 1 脚                                                      | 500円   |
| 5<br>電源コンセント<br>100V 15A (差口 2)設置                                    | 1 回路                                                     | 3,000円 |
| 6<br>ゴミ処理手数料<br>(45L 用 ①可燃ごみ、②段ボール、<br>③缶・ビン・ペットボトル )                | 各 1 枚                                                    | 1,000円 |

※ 角地指定の申込みが多数の場合は、抽選により決定します。

※ 必要な追加物品等は必ず事前に申し込んでください。当日の追加については、対応できない場合があります。

※ 電源コンセントの設置を希望する団体には、お申し込み時に別途、使用予定の器具の形状、数量、消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。また、原則、1 器具に 1 回線のお申し込みをお願いします。例年、電源および電気器具の不適切な利用、接続方法、容量のオーバー等が原因となる電気系のトラブルの事例が報告されていますので、取扱いには十分注意してください。



(3)主催者に届出が必要な持込品(届出がないと出展できません。)

| 項目 |                    | 備考                                        |
|----|--------------------|-------------------------------------------|
| 1  | ガスボンベ使用            | 消防に火気取扱い団体として事前に届出をするため、提出がない場合は、出展できません。 |
| 2  | カセットコンロボンベ使用       |                                           |
| 3  | 炭火使用               |                                           |
| 4  | 熱器具(コンロ、電熱、ガス、その他) |                                           |
| 5  | 酒類取扱A サーバーによるビール提供 | 保健所に届出をするため、提出がない場合は、出展できません。             |
| 6  | 酒類取扱B 缶・ビン等の提供     |                                           |

(4)傷害保険

出展のスタッフは全員申込みの上、従事者名簿を必ずご提出ください。

☆傷害保険料 ……当日従事スタッフ人数 × 100 円

### 3 出展料金の支払い

(1)出展承認と請求

出展を承認した団体には「承認証」と合わせて「請求書」をお送りします。

「請求書」記載の金額を期限までにお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

(2)振込期限

平成 30 年 2 月 28 日(水)

※ 期日までに入金確認のできない団体の出展承認は、事務局の方で取消扱いとします。

### 4 出展キャンセル時の取り扱い

出展承認後に、出展団体の都合でキャンセルする場合には、下表のとおり申し出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。

既に振込済みの場合、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引いた後の残額を、指定口座に振込で返還します。

※参加者数の変更に伴う傷害保険料の増減についても同様です。

| キャンセルの申し出日                   | キャンセル料    |
|------------------------------|-----------|
| 平成 30 年 3 月 1 日から 3 月 21 日まで | 出演料の 85%  |
| 平成 30 年 3 月 22 日以降           | 出演料の 100% |

## 5 開催中止の場合の取り扱い

- (1)主催者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、まつり開催前に中止した場合、出展料金は加入済みの保険料および準備期間に発生する一部経費を除き返還します。
- (2)中止に伴う準備等の損失については、推進協議会では一切補償いたしません。
- (3)台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は決行を原則とします。各団体は雨天時の対応をしてください。

## 6 搬入車両の取扱いについて

### (1)東側くつろぎ広場、芝生ひろばへの出展団体

- ① 事前の申請により、石神井公園第1駐車場に設置する出展団体用荷捌きスペースが利用できます。  
各会場へはこちらから手運びや台車等利用して搬出入をしてください。  
※東くつろぎ広場、芝生ひろばへの車両の進入は一切できません。
- ② 石神井公園第2駐車場で荷捌きも行えますが、通常の利用料(60分 400円)がかかります。ご了承ください。

### (2)西側のけやき広場への出展団体

事前の申請により、けやき広場への搬入車両の進入ができます。けやき広場へ進入できる車両は乗用車・ワゴン車に限定し、1団体につき1台までとします。

## 7 駐車場について

出展団体用の駐車場はありません。各団体で対応してください。

### Ⅲ ごみ処理 会場内での宣伝・PR その他について

#### 1 ごみ処理

まつり終了後は、使用区画内の清掃を行ない、各団体のごみは全て持ち帰ってください。  
特に、炭等の燃料、汚水、氷については必ず持ち帰り、各自処分してください。  
ごみの投棄等を発見した場合は、翌年度の出展はできません。

ただし、予めゴミ処理シールを申し込んだ団体については、主催者で処分を引き受けます。  
45Lの袋に、①可燃ごみ、②段ボール、③缶・ビン・ペットボトルを分別し、各々ゴミ処理シールを貼付し、  
区画内にシールが見えるようにまとめておいてください。  
※炭、汚水、氷の引き取りは行いません。

#### 2 宣伝・PR活動

区画(テント)内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。  
テント外でのチラシ配布や過度な呼び込み等はできません。

#### 3 募金活動

募金活動は原則禁止です。ただし、事前に募金の目的等を申し出て、主催者が許可した場合に限り、  
割り当て区画内で募金を行うことができます。ただし、許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止  
です。

- ・ 大声での勧誘行為。
- ・ 商品、サービスの対価として募金を求めること。

#### 4 照姫まつり会場内で禁止する行為

宗教(布教)活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動、およびそれらの活  
動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止  
します。

#### 5 荒天時の対応について

台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各参加団体は荒天時の対応、  
地面のぬかるみ対策等を自己責任で行ってください。  
また、天候等に伴う損害、損失について、主催者は一切責任を負いません。

## IV 熱源(火力・電熱・その他)を使用する団体

### 1 安全対策のお願い

例年、器具の設置、接続方法等に誤りがある事例、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いいたします。

### 2 熱源使用時の遵守事項

熱器具の使用、熱量については消防署の安全指導に基づき、次の事項を遵守してください。主催者では石神井消防署の協力のもと当日巡回検査を行います。

- ① 防災・防火についての意識を高く保ち、必要な安全対策は自己責任でお願いします。
- ② 熱源(火力・電熱・他)を使用する団体は、テント内に消火器(消火器サイズ(B-10型)以上、スプレー式は不可)を設置してください。
- ③ 燃焼器具(コンロ等)を机上で使用する場合、耐火ボード・不燃性暴風囲い等の安全対策用品を出展者の責任で用意してください。
- ④ 気器具は消費電力量等を確認し、必要な容量の電源の回線数を申し込んでください。
- ⑤ ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め付けてください。ガスボンベは転倒しないよう設置場所に固定してください。

### 3 熱器具等の使用について

#### (1) 事前申請

電源コンセント設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、熱器具(コンロ・その他)の使用については、事前申請をしてください。

#### (2) 炭火使用時の注意事項

使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないように心掛けてください。

また、使用した炭については、鎮火後すべてお持ち帰りください。

## V 食品の取り扱い 酒類提供をする団体

### 1 食品を取り扱う場合

食品を取り扱う団体は全て、「行事における臨時出店届」を提出してください。

※この「行事における臨時出店届」は事前に保健所に提出するため、記載のない食品の販売、取扱いは一切できません。

※臨時出展できるのは、年 5 日以下です。これを超える場合は、独自に保健所に許可申請してください。

### 2 会場で調理する場合

取り扱える調理販売食品は、1 団体につき 1 品目です。

なお、サーバーを使用したビールの提供も調理 1 品目としてカウントするため、他の調理販売食品と同時に扱えません。(照姫まつり独自ルール)

### 3 試食

- ① 生鮮食料品類の試食は禁止します。
- ② 食品取り扱いを申請した調理販売食品は、小皿等で試食に提供することが可能です。
- ③ 食品取り扱いを申請していない食品を加熱・調理し試食に提供することは禁止です。
- ④ 包装された食品の販売で、包装を解き試食に提供することは禁止です。

上記にあてはまらない試食、食品提供については主催者にご相談ください。

### 4 衛生管理

- ① 衛生対策として、出展テントブース内にエタノール消毒液を常備してください。
- ② 食品を扱う団体の従事スタッフは、全員キャップ・エプロンを着用してください。

### 5 酒類の取り扱い

下記のどちらかの取り扱いのみ可能です(未開栓での酒類販売は免許保持者以外できません)。

#### ① サーバーを利用したビール提供(酒類取扱 A)

調理販売食品の 1 品目として数えます。(照姫まつり独自ルール)

したがって、他の調理販売食品を同時に扱うことはできません。

#### ② その他の酒類の提供(酒類取扱 B)

1 団体につき、ビールまたは缶チューハイ 1 銘柄に限り(他の酒類は禁止)、開栓して提供できます。この提供方法の場合は食品数には数えません。

したがって、同時にほかの調理販売食品を 1 品目取り扱うことができます。

### 6 竹串・つま楊枝の使用

食品の調理・販売・試食に当たり竹串、つま楊枝の使用はできる限り避けてください。

会場は本来公園であるため、竹串・つま楊枝の残置がないよう、必ず清掃を行ってください。

◆ 照姫まつり取り扱いのできる調理品目リスト

| 分類   | 記号   | 品名           | 備考                                                       |
|------|------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 1 類  | 1-1  | 焼そば          | 鉄板で焼く麺類<br>※要審査                                          |
|      | 1-2  | 焼うどん         |                                                          |
|      | 1-3  | その他の焼き麺※     |                                                          |
| 2 類  | 2-1  | お好み焼き類       | 鉄板で焼く粉物系<br>お好み焼き類<br>※要審査                               |
|      | 2-2  | チヂミ          |                                                          |
|      | 2-3  | その他の粉物※      |                                                          |
| 3 類  | 3-1  | たこ焼き         | 粉物系ネタを型の鉄板で焼く                                            |
|      | 3-2  | 今川焼          |                                                          |
|      | 3-3  | タイ焼き         |                                                          |
| 4 類  | 4-1  | 焼き鳥          | 串刺して、炭火焼、網焼き等<br>※要審査                                    |
|      | 4-2  | 焼き魚          |                                                          |
|      | 4-3  | その他の串焼き※     |                                                          |
| 5 類  | 5-1  | おでん・煮込み      | 煮物・汁物系                                                   |
|      | 5-2  | 豚汁・けんちん汁     |                                                          |
|      | 5-3  | 玉こんにゃく       |                                                          |
| 6 類  | 6-1  | イカ焼き・ホタテ焼き   | その他の鉄板焼き系<br>※要審査                                        |
|      | 6-2  | ソーセージ焼き      |                                                          |
|      | 6-3  | その他の鉄板焼き※    |                                                          |
| 7 類  | 7-1  | 唐揚げ          | 揚げ物系                                                     |
|      | 7-2  | さつま揚げ        |                                                          |
|      | 7-3  | ポテトフライ       |                                                          |
| 8 類  | 8-1  | 焼き芋          | 焼きもの・蒸しもの系                                               |
|      | 8-2  | じゃがバター       |                                                          |
|      | 8-3  | 焼トウモロコシ      |                                                          |
| 9 類  | 9-1  | 団子・饅頭(焼き・蒸し) | 焼き・蒸し スナック類                                              |
|      | 9-2  | 綿菓子※         |                                                          |
|      | 9-3  | ポップコーン※      |                                                          |
| 10 類 | 10-1 | ソフトドリンク      | 喫茶・飲料/ソフトドリンクは、ペットボトル、缶等に入ったもの。コーヒー・紅茶は、事前に作ったものをポットで提供。 |
|      | 10-2 | コーヒー・紅茶      |                                                          |
|      | 10-3 | かき氷          |                                                          |
| 11 類 | 11-1 | サーバー・ビール     | アルコール類<br>※開栓して提供。                                       |
|      | 11-2 | 瓶・缶ビール※      |                                                          |
|      | 11-3 | 缶チューハイ※      |                                                          |

- 取り扱いのできる商品品目を、練馬区保健所長が定める『練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱』に基づいて設定しています。
- この表に記されていない調理品目は取り扱いが認められません。
- 調理品目として扱える食品は、1 団体につき、1 品目です。
- その場で調理をしない食品(加工され包装され、食品シールが貼られた商品)は該当しません。
- 例外的にソフトドリンク 10-1、コーヒー・紅茶 10-2、瓶・缶のビール 11-2、缶チューハイ 11-3 は、他の調理品目と合わせて提供することができます。

▼取り扱いが認められない品目の例

- ① 米を使って調理するもの ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可。
- ② カレー料理の類 カレーライス、ナン、カレースープも不可。
- ③ パン類を使ったもの サンドウィッチ類、ホットドッグ類、クレープ類等は不可。
- ④ ケバブは不可。エスニック系の料理は原則不可です。詳しくはご相談ください。
- ⑤ 汁そば等の麺類、スパゲッティ、パスタ類不可。
- ⑥ 生野菜、生の果物の取扱いは禁止。果物を切って試食に出すことも禁止。
- ⑦ 包装された食品の包装を解いて試食としての提供は禁止。
- ⑧ その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします

※「お肉の串焼き」と「ソーセージ焼き」は、別品目になるため同時の販売はできません。

#### ◆ 食品表示について

食品を販売する団体は、必ず取り扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。  
また、販売する食品には、法令で定められた食品表示を必ず行ってください。

#### ↓食品販売表示例

|      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称  | 調味梅干                                                                                |
| 原材料名 | 梅、しそ、漬け原材料(食塩、蜂蜜、糖類(砂糖、果糖ブドウ糖液糖、還元水飴)、調味料(アミノ酸等、小麦由来)、甘味料(ステビア)、酸味料、野菜色素、酒精、ビタミン B1 |
| 消費期限 | 30. 5. 24 15 時                                                                      |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿を避け、開封後は、冷蔵庫にて保存してください。                                                    |
| 製造者  | ●●株式会社<br>東京都練馬区●●町●一●                                                              |

## VI その他遵守事項

### 1 その他遵守事項

募集要項の各項目のほか、下記内容を遵守してください。

#### (1) 申込み全般について

- ①参加申込書における虚偽記載等を行なわないでください。
- ②参加内容・活動について主催者・保健所・消防署から指示があった場合、これに従ってください。
- ③東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例の趣旨に基づき、誓約書記載事項に違反しないでください。
- ④参加承認証の譲渡、貸借は一切認めません。また、当日の運営を参加団体以外の者が行う「名義貸し」等の行為は禁止です。
- ⑤団体構成員として登録していない者を従事させないでください。
- ⑥代表者が当日従事できない場合は、必ず当日常駐する当該団体の構成員から当日責任者を指定してください。
- ⑦出店区画に、犬、猫、小鳥等のあらゆる動物を持ち込むことは禁止です。
- ⑧会場内(出展区画内を含む。)は、まつり開催期間中(搬入・搬出時を含む)禁煙です。

#### (2) 出展について

- ①指定された出展区画外での販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示、商品陳列は禁止です。
- ②公園内での出展につき、多少の傾斜、樹木やぬかるみ等については予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。
- ③熱源や食品取扱いについては、必要な届出を行うと共に、必要な安全・衛生対策を必ず行ってください。
- ④搬入・搬出に関するルール、時間を守ってください。
- ⑤まつりの終了時間まで、品切れ等になることがないように、仕入数等は十分余裕を持ってください。
- ⑥偶発性に頼る遊戯(くじ引き等)の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態は禁止です。
- ③ 金魚すくい、ひよこ、昆虫等生物を取り扱う販売・遊戯・サービスは禁止です。

#### (3) 販売について

- ①主催者への申し込みと異なる品物・サービスを扱わないでください。
- ②販売品には税込み価格を表示し、適正な価格で販売してください。

### 2 参加承認の取り消し

- (1)この要項に定める事項に違反した団体の参加承認は、即時に取り消します。
- (2)参加承認を取り消された団体は、会場からの即時撤収、退場を命じます。
- (3)参加承認を取り消された団体、および構成員は、次回の照姫まつりへの参加は認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。
- (4)参加承認を取り消された団体の参加料は、返還しません。また、いかなる補償も行ないません。